

議案第 87 号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、職員の旅費に関する条例の改正に伴い、
規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月世田谷区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同項後段中「第15条第2号及び第3号」を「第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	27,000円

備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで及び第25条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項及び別表第2の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。